

## 株式会社西谷建設行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備をおこなうため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：令和11年3月31日までに、年次有給休暇の取得日数を 1人当たり平均年間18日以上とする。
--

<対策>

- 令和8年4月 年次有給休暇の取得状況について実態を把握  
社内検討委員会での検討開始  
計画的な取得に向けた管理職研修の実施  
取得状況とりまとめなどによる取得促進のための  
取組開始
- 令和9年2月 年次有給休暇取得の少ない従業員への、取得促進の  
呼びかけ

※令和8年から令和11年同月による取り組みを実行し  
目標数値クリアへと導く